4月18日更新

給付金・助成金・各種事業・今後の事業展開に関する補助金のご紹介

各施策の申請〆切や最新の情報は所管窓口や各HPでご確認ください。米子商工会議所にてご相談も承りますので、お問い合わせください。【予約制】

制度名	概　要	補助率など	問合せ
注目! 小規模事業者持続化補助金 【一般型】【創業型】 申請受付開始：令和7年5月1日(木) 申請受付締切：令和7年6月13日(金) ※申請の際には当所が発行する「**事業支援計画書**」が必要となります。 「事業支援計画書」の発行につきましては、**令和7年6月3日(火)まで**に完成した申請書類一式を当所に提出いただく必要がありますので、お早めにご相談ください。	小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。 【補助対象者】 ※詳しくは公募要領をご参照ください。 第17回公募[一般型　通常枠] 小規模事業者であること 第1回[創業型] (設立年月日)が公募締切時から起算して3年以内の小規模事業者であること [対象経費] ※詳しくは公募要領をご参照ください。 機械装置等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出店費(オンライン含む)、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費	[補助額] ①【一般型】50万円～250万円 【創業型】200万円～250万円 ②2/3～3/4(対象条件につきましては必ず公募要領をご確認ください) ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円上乗せ。 ※賃金引上げ特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に150万円上乗せ。 ●公募要領は米子商工会議所にてお渡しできますので、お問い合わせください。 TEL:0859-22-5131	米子商工会議所 産業振興課 TEL:0859-22-5131 【一般型】 【創業型】
延長! 鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金【一般型】 令和7年9月30日(火)まで募集期間が延長になりました！	物価高騰による厳しい経営環境が続く中にあっても、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小企業者の生産性向上や人材育成等を図る取組を支援します。 【制度拡充のポイント】 ・全従業員の1時間当たりの平均賃金要件(最低賃金＋51円以上)を撤廃 ・賃上げを比較できる起点を令和5年10月に据え置き ・小規模企業者の補助率の引き上げ:1/2→2/3(賃上げ率5%以上は、 2/3→3/4) ・上限額の引き上げ:2,000千円→5,000千円 (人数による段階的な上限額設定を一部緩和し、従業員数20人未満であっても上限2,000千円に引き上げ) ・賃上げとより高い生産性向上を目指す大規模成長投資を行う企業向けの事業区分を創設	持続的な賃金の引上げを目指すために行う生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等の取組にかかる経費の一部を助成する。 [補助率] ①小規模企業者以外 1/2(従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上引上げた場合は2/3) ②小規模企業者 2/3(従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上引き上げた場合は3/4) [上限額] 補助金上限額は常時使用する従業員数に応じて以下のとおりです。 ア 常時使用する従業員数が20 人未満の場合、2,000 千円 イ 常時使用する従業員数が20 人以上30 人未満の場合、3,000 千円 ウ 常時使用する従業員数が30 人以上40 人未満の場合、4,000 千円 エ 常時使用する従業員数が40 人以上の場合、5,000 千円	鳥取県商工労働部企業支援課 ■電話 0857-26-7217 ■E-mail kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp
延長! 鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金【大規模成長投資型】 令和7年9月30日(火)まで募集期間が延長になりました！	物価高騰による厳しい経営環境が続く中にあっても、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小企業者の生産性向上や人材育成等を図る取組を支援します。 【制度拡充のポイント】 ・全従業員の1時間当たりの平均賃金要件(最低賃金＋51円以上)を撤廃 ・賃上げを比較できる起点を令和5年10月に据え置き ・小規模企業者の補助率の引き上げ:1/2→2/3(賃上げ率5%以上は、 2/3→3/4) ・上限額の引き上げ:2,000千円→5,000千円 (人数による段階的な上限額設定を一部緩和し、従業員数20人未満であっても上限2,000千円に引き上げ) 賃上げとより高い生産性向上を目指す大規模成長投資を行う企業向けの事業区分を創設	持続的な賃金の引上げを目指すために行う大規模成長投資(生産性向上や事業拡大)の取組にかかる経費の一部を助成する。 [補助率] 1／2 [上限額] 小規模企業者以外 15,000 千円 小規模企業者 5,000 千円 ※従業員数による区分なし	
New! 地域課題解決型企業支援補助金 申請締切 令和7年6月6日(金)	■対象となる事業 ア 地域資源活用又は中山間地振興等の分野において、地域課題の解決に資する社会的事業であること ※本事業における地域資源の活用とは、未利用または有効活用されていない県内資源の活用等をいいます。 ※本事業における中山間地振興とは、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」(平成20年鳥取県条例第63号)及び規則で定める中山間地域の区域の振興をいいます。 イ 鳥取県内で実施する事業であること ウ 4月1日から本補助事業の事業完了日までに新たに起業する事業であること。 エ 公序良俗に反する事業でないこと オ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと ※次の場合には、事業採択を受けても本補助金を交付できないことがあります。応募の前にご相談ください。	[助限度額と補助率] 200万円 2分の1 [事業期間] 交付決定日から令和8年3月1日(日)まで [補助対象経費] 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広告費、外注費、委託費 等 ※原材料費について:あくまで商品化する前の試作品製造のための原材料を補助するものです。 (商品の製造に直接係る仕入れは対象とはなりません) ※原則、補助対象となる経費は、事業の用に供するもののみとし、汎用性の高いもの(一般的な生活家電、生活雑貨、パソコン、タブレット等)については対象外となります。	鳥取県商工労働部産業未来創造課 ■電話 0857-26-7246 ■E-mail sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

事業環境変化（新型コロナウイルス感染症・円安・物価高騰等）の影響を受けている企業を支援します！

4月18日更新

資金繰り支援策のご紹介

無料窓口相談を実施しておりますので、経営課題の解決にぜひご活用ください。下記よりお申込みください。（要予約）

国・県・市の資金繰り支援策の主なものをピックアップしてご紹介します。

1．事業資金（運転資金・設備資金）が必要なとき・・・小規模事業者経営改善資金（マル経）、中小企業小口融資
2．エネルギー・原材料価格高騰の影響を受け、経営の安定に事業資金が必要なとき・・・地域経済変動対策資金
3．賃上げに係る国の助成金や県の補助金を受け、事業資金が必要なとき・・・中小事業者賃上げ応援資金
4．新たな需要獲得に向けた取り組みを行うための資金（設備導入等）・・・新規需要開拓設備資金

【お問い合わせ先】米子商工会議所　産業振興課　TEL（０８５９）２２－５１３１

無料窓口相談の申込はこちら

○日本政策金融公庫国民生活事業融資制度

制度名	概　　要	融資限度額・返済期間等	申込窓口
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	【対象者要件】 ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)であること ・原則6か月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること ・最近一年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいること ・所得税、法人税等を原則としてすべて完納していること ・商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等でないこと	【融資限度額】2,000万円 【返済期間】運転資金　7年以内(据置1年以内) 設備資金　10年以内(据置2年以内) 【融資利率】 詳しくはお問い合わせいただくか、日本政策金融公庫HPをご覧ください。 ※無担保・無保証人の融資制度です。 ※審査の結果お客様のご希望に沿えない場合があります。	米子商工会議所 産業振興課 0859-22-5131 日本政策金融公庫HP

○鳥取県企業自立サポート融資制度

制度名	概　　要	融資限度額・返済期間等	申込窓口
地域経済変動対策資金 【取扱期間】 令和7年9月30日(火) 申込受付分まで	【指定経済変動事象】 ・令和7年度為替相場の急激な変動 ・令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動 【対象者要件】 次の**いずれか**に該当する中小企業者等 ・最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 ・最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ・最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者	【融資限度額】2億8,000万円 【返済期間】10年以内(据置3年以内) 【融資利率】年1.50%(変動金利) ※対象者要件の最近3か月とは、当所受付時の判断となります。基準日は月の15日とし、休日の場合前倒しとします。月の15日までは直近を前々月、16日以降は直近を前月とします。 (例)5/15までの受付　直近3ヶ月は3.2.1月 5/16以降の受付　直近3ヶ月は4.3.2月とする。	米子商工会議所 産業振興課 0859-22-5131 その他の鳥取県企業自立サポート融資につきましては、下記よりご確認いただくか当所までお問い合わせください。 鳥取県企業自立サポート融資HP
中小事業者賃上げ応援資金	【対象者要件】 賃上げに取り組む事業者のうち、次の**いずれか**に該当する中小企業者等 ・令和5年4月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けた者 ・県の賃上げ支援補助金に係る計画認定を受けた者 (例)「賃金アップ環境整備応援補助金」 「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」 「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」 「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」 ・令和5年10月以降の3%以上の賃上げ実績を証明した者	【融資限度額】3,000万円 【返済期間】運転資金　7年以内(据置1年以内) 設備資金　10年以内(据置1年以内) 【融資利率】年1.25%(変動金利)	
米子市中小企業小口融資	【対象者要件】 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)の小規模事業者で、既保証と合わせた保証債務残高が2,000万円以下の者 詳細につきましては、米子市経済部商工課HPよりご確認ください 米子市中小企業小口融資HP	【融資限度額】2,000万円以内 【返済期間】運転資金　5年以内(据置6か月以内) 設備資金　7年以内(据置1年以内) 【融資利率】通常利率　年1.76%(変動金利) 特別利率　年1.50%(変動金利) ※特別利率の適用要件につきましては、鳥取県企業自立サポート融資HPよりご確認ください	
新規需要開拓設備資金	【対象者要件】 新たな需要獲得等のため、設備の導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化・省力化などに取り組む者 【定義:業態転換等】 (1)新分野進出 新製品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供により異なる業種に属する分野に新たに進出するもの又は、転換するもの (2)業態転換 新たな需要を獲得するために製品の新たな生産又は販売方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入を行うもの (3)商圏拡大 新たな需要を獲得するために新たな商圏へ進出するもの	【融資限度額】保証協会の定めるところによる 【返済期間】20年以内(据置3年以内) ※据置期間の特例あり 【融資利率】 [通常利率]10年以内年1.76%(変動金利) 10年超　年1.96%(変動金利) [特別利率]10年以内年1.00～1.50%(変動金利) 10年以内年1.00～1.68%(変動金利) ※据置期間の特例、特別利率の適用要件につきましては、鳥取県企業自立サポート融資HPよりご確認ください	